

平成 30 年 5 月 7 日  
奈良市議会議員 林政行

⑤災害発生時の議員行動マニュアルの策定の議会改革の提案について

標題の件について、下記のとおり追加の資料を作成いたしましたので、ご確認よろしくお願い致します。

記

私は災害時における議員の役割は非常に重要と考えております。但し、災害時に議員が個々に動くことも大切ではありますが、やはり一定の方向性を議会として決め、その一定の方針のもとに議員が動くことにより、市民や観光客など様々な方々に対して、災害時において、より良い対応や体制を整えることができるのではないかと考えております。他の自治体の議会においても、条例の制定や行動マニュアルなどを策定しているところもあります。

議員一人一人で動くべき、それぞれの党主体で動くべき、また会派主体で動くべきなど、いろいろ考えはあると思いますが、奈良市議会として動くべきこともあるとの必要性を少しでも感じておられましたら、災害はいつ起きるかわかりませんので、早急に議論の俎上に載せるべきであると考えております。改めて、ご検討よろしくお願い致します。

以下参考資料の抜粋などです。

▷「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書

[http://www.si-gichokai.jp/comsetup/cmst\\_kyg/cmst\\_kyf/toshiken\\_hokoku2602.pdf](http://www.si-gichokai.jp/comsetup/cmst_kyg/cmst_kyf/toshiken_hokoku2602.pdf)

▷岡崎市防災基本条例

[http://www.city.okazaki.lg.jp/shigikai/736/p011070\\_d/fil/file\\_1.pdf](http://www.city.okazaki.lg.jp/shigikai/736/p011070_d/fil/file_1.pdf)

(議会の責務)

第7条 議会は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

3 議会は、被災状況の把握及び市民等に対する情報発信に努めなければならない。

4 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

▷横浜市議会基本条例

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/pdf/kisha/p260221-4.pdf>

第6章 議会の災害対応（災害時の体制の整備）

第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

（災害時の議会の役割）

第18条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生活基盤の回復、整備等に必要の予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

2 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。

3 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長又は国等に対し、提案、提言、要望等を行うものとする。

（災害時の議員の役割）

第19条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

▷議会における災害発生時の対応について（熊谷市）

東日本大震災をきっかけとして、市が立ち上げる災害対策本部を支援する形で議員による情報の収集、提供などを行い、災害対策本部と議会との相互連携及び情報の共有といった支援体制を策定すべきとの意見が防災対策特別委員会の会議の中で出されました。

同委員会において要領案を作成し、このたび、「熊谷市議会災害発生時対応要領」を策定しました。

また、当要領に基づく議員の活動方針について、より具体的な行動基準等を定めた「災害発生時の議員行動マニュアル」を策定しました。

○熊谷市議会災害発生時対応要領

<http://www.city.kumagaya.lg.jp/shigikai/saigaitaisakuyouryou.files/taiouyouryou.pdf>

○災害発生時の議員行動マニュアル

<http://www.city.kumagaya.lg.jp/shigikai/saigaitaisakuyouryou.files/koudoumanyuaru.pdf>

▷春日部市議会における災害発生時の対応要領

春日部市議会では、平成25年2月4日、東日本大震災を教訓に、災害発生時の市議会と議員の対応をルール化した「春日部市議会における災害発生時の対応要領」を制定しました。

本市に、地震等により大規模な災害が発生し、市に災害対策本部が設置された場合、これに協力・支援するため、市議会に「災害対策支援本部」を設置し、市対策本部と連携・協力を図り、被害の拡大防止と災害復旧等に寄与していくものです。

併せて、この対応要領に基づく、災害発生時の議員の参集基準を定めた「大規模災害発生時の春日部市議会議員の行動マニュアル」についても制定しました。

○春日部市議会における災害発生時の対応要領

[http://www.kasukabe-shigikai.jp/pdf/0shi27\\_01.pdf](http://www.kasukabe-shigikai.jp/pdf/0shi27_01.pdf)

○大規模災害発生時の春日部市議会議員の行動マニュアル

[http://www.kasukabe-shigikai.jp/pdf/0shi28\\_02.pdf](http://www.kasukabe-shigikai.jp/pdf/0shi28_02.pdf)

○春日部市議会 災害発生時の対応要領に基づく議会、議員の対応（フロー）

[http://www.kasukabe-shigikai.jp/pdf/0shi30\\_03.pdf](http://www.kasukabe-shigikai.jp/pdf/0shi30_03.pdf)

▷仙台市議会災害対応指針などの制定の趣旨

東日本大震災の発災から2年を迎えるにあたり、大震災を経験した市議会として、将来の災害に対する議会や議員としての対応について、あらかじめ定めることにより議会の危機管理を確実なものにし、将来に引き継いでいくために制定したものです。

○仙台市議会災害対応指針

大規模な災害が発生した場合における議会や議員としての対応の基本について定めたものです。

<http://www.gikai.city.sendai.jp/docs/sisin.pdf>

○仙台市議会災害対策会議設置要綱

大規模な災害が発生した場合に、議会としての対応を迅速かつ適切に行えるよう、災害対策のための組織の設置について、あらかじめ要綱により定めたものです。

<http://www.gikai.city.sendai.jp/docs/youkou.pdf>

以上